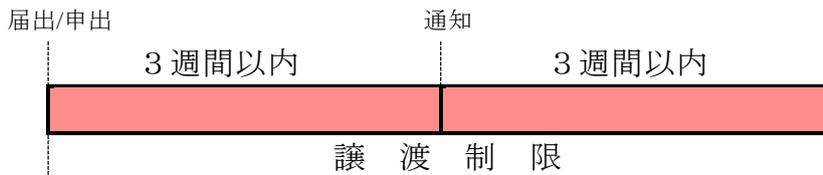


「届出」または「申出」後の譲渡制限

公拡法に基づく届出または申出が市の窓口で受理されてから一定期間、その土地を譲渡することが禁止されます。

- (1) 「届出」または「申出」が市の窓口で受理されてから3週間以内に、市長から買取りの協議を行う地方公共団体を決定した旨の通知があった場合
→通知が届いてから3週間経過するまで、または協議が終了するまでが譲渡制限期間となります。



- (2) 「届出」または「申出」が市の窓口で受理されてから3週間以内に、市長から買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知があった場合
→通知が届いた時点で譲渡制限は解除されます。



- (3) 「届出」または「申出」が市の窓口で受理されてから3週間以内に、市長から(1)及び(2)の通知がなかった場合
→届出または申出が受理されてから3週間を経過した日に譲渡制限は解除されます。

